

# ○社会福祉法人稚内木馬館 身体拘束等の適正化のための方針

(令和6年5月1日改訂)

## 1 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

### (1) 趣 旨

この方針は、「社会福祉法人稚内木馬館職員倫理規程」第8条第2号及び「稚内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年稚内市条例第8号）」第117条第7項第2号並びに「稚内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年稚内市条例第9号）」第78条第3項第2号の規定に基づき、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束等を禁止し、利用者の人権及び尊厳ある生活を守るために定めるものである。

職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束等を原則禁止とする。

### (2) 対象事業所

この方針は、社会福祉法人稚内木馬館（以下「法人」という。）が運営するすべての事業所を対象とする。

### (3) 身体的拘束等の定義

「身体的拘束等」とは、身体的拘束その他利用者の行動を制限する次に掲げる行為をいう。

- ア 徘徊しないように、車いす、いす、ベッド等に体幹又は四肢をひも等で縛ること。
- イ 転落しないように、ベッドに体幹又は四肢をひも等で縛ること。
- ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵等で囲むこと。
- エ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛り、又は手指の機能を制限する手袋等をつけること。
- オ 皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する手袋等をつけること。
- カ 車いす、いす等から落ちたり、立ち上がったりにしないように、拘束帯、腰ベルト又は車いすテーブルを付けること。
- キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用すること。
- ク 脱衣又はおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せること。
- ケ 他の利用者への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹又は四肢をひも等で縛ること。
- コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること。
- サ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離すること

### (4) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束等を行う必要を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組む。

- ア 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- イ 言葉や応答等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

ウ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。

エ 利用者の安全を確保するため、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

#### **(5) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う要件**

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、例外的に次に掲げる3つの要件（以下「例外三原則」という。）をすべて満たす必要があり、利用者または家族の同意を得て、身体的拘束等を行うことが行うこととする。

ア 切迫性・・・利用者又は他の利用者等の生命又は身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ 非代替性・・・身体的拘束等を行う以外の代替する看護・介護方法がない。

ウ 一時性・・・身体的拘束等が一時的なものであること。

## **2 身体拘束等の適正化に向けた体制**

### **(1) 利用者処遇委員会での協議**

法人内委員会である利用者処遇委員会において、身体拘束等の適正化に向けた次に掲げる事項を協議するため、3月に1回以上開催するものとする。

ア 身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善に関すること。

イ 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きに関すること。

ウ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討に関すること。

エ 身体拘束等の適正化に向けての職員への周知に関すること。

### **(2) 職員の役割**

身体拘束等の廃止について事業所を挙げて取り組むため、各職種が次に掲げる役割を負うものとする。

ア 管理者

身体拘束等の廃止を事業所の重要課題として位置づけ、実現に向け強い決意を表明し、所属職員を指導すること。

イ 計画作成担当者・介護支援専門員・サービス管理責任者

身体拘束等の廃止に向けて、情報収集及び体制作りを行い、身体拘束等の廃止に向けて現場で発生する問題又は課題の解決に当たること。

ウ 介護職員・世話人・生活支援員・その他の職員

身体拘束等の廃止について、事業所の方針を理解し、積極的に取り組むこととし、課題が発見された場合は適切な情報収集の後、上司に相談すること。

## **3 身体的拘束等の適正化のための職員研修**

身体拘束等の適正化のための全職員を対象に定期的な研修（年2回以上）の実施及び新任者に対する研修を実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

## 4 身体拘束等発生時の対応について

### (1) 身体拘束等に関する会議の開催

利用者処遇委員会（身体拘束等を実施する事業所の管理者及び担当者を含む。）を開催し、次に掲げる事項を協議する。

ア 例外三原則のすべてに該当するかの確認

イ 身体拘束等を決定したときは、次に掲げる事項の確認

（ア）身体拘束等の内容

（イ）身体拘束等の目的及び理由

（ウ）身体拘束等の時間帯及び期間

（エ）その他身体拘束等に関すること。

### (2) 利用者又はその家族等への十分な説明

身体拘束等を実施する事業所は、次に掲げる事項を、利用者又はその家族等へ詳細に説明し、十分な理解が得て（様式-1）に記名・押印していただき、同意を得なければならない。

同意した期間を超えて身体拘束等を必要とする場合も、同様とする。

ア 身体拘束等の内容

イ 身体拘束等の目的及び理由

ウ 身体拘束等の時間帯及び期間

エ 身体拘束等の改善に向けた取り組み方法

オ その他身体拘束等に関すること。

### (3) 記録の作成

身体拘束等を実施する事業所は、次に掲げる事項を（様式-2）に記録し、法人の文書管理規程又は該当する法令で定める期間、保存して置かなければならない。

ア 身体拘束等の態様内容

イ 身体拘束等の時間帯及び期間

ウ 身体拘束等時の利用者の心身の状況

エ 緊急やむを得ない理由

### (4) 身体拘束等の解除

ア 身体拘束等を実施している事業所は、当該利用者の身体拘束等の記録（様式-2）に基づき利用者処遇委員会に報告し、身体拘束等を継続する必要がなくなったと判断されたときは、直ちに、身体拘束等を解除しなければならない。

イ 身体拘束等の解除を決定したときは、利用者又はその家族に報告しなければならない。

## 5 利用者等に対する当該方針の閲覧

身体拘束等適正化のための指針は、利用者本人及び家族等が自由に閲覧できるよう、ホームページ等で公表する。

**緊急やむを得ず身体的拘束に関する説明書**

様

- 1 あなたの状態が下記の(1)～(3)をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- ア 切迫性・・・利用者又は他の利用者等の生命又は身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- イ 非代替性・・・身体的拘束等を行う以外の代替する看護・介護方法がない。
- ウ 一時性・・・身体的拘束等が一時的なものであること。

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 <場所、行為(部位・内容)>	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 \_\_\_\_\_

管理者名 \_\_\_\_\_

記録者名 \_\_\_\_\_

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認(同意)いたしました。

令和 年 月 日

氏名 (本人署名又は押印)

(本人との続柄: )

**緊急やむを得ず身体的拘束に関する経過観察・再検討記録**

様

年月日 時 間	身体拘束の状況・日々の心身の状態等の 観察・再検討結果	カンファレンス 参加者名	記録者 サイン
年 月 日 00 : 00 ～ 00 : 00			
年 月 日 00 : 00 ～ 00 : 00			
年 月 日 00 : 00 ～ 00 : 00			
年 月 日 00 : 00 ～ 00 : 00			
年 月 日 00 : 00 ～ 00 : 00			
年 月 日 00 : 00 ～ 00 : 00			
年 月 日 00 : 00 ～ 00 : 00			
年 月 日 00 : 00 ～ 00 : 00			
年 月 日 00 : 00 ～ 00 : 00			
年 月 日 00 : 00 ～ 00 : 00			
年 月 日 00 : 00 ～ 00 : 00			